

会

議

午前10時 0分開議

議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

当局発言

議長（佐々木嘉昭君） ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

番外。

市長（石井直樹君） おはようございます。

重ねて議員の皆様方におわびを申し上げたいというふうに思います。

収入役の選任につきましては、地方自治法上の欠けたときの解釈ということに間違いがあったということで、結果として、地方自治法に抵触をいたすということになりました。このことにつきましてその責任の所在明らかにするため、また管理者たる市長として、職務の遂行に厳正さを欠いたことに対しまして、本日、下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の追加上程をお願いいたしました。よろしくお取り計らいをお願いいたしますとともに、改めて陳謝を申し上げたいというふうに思います。

なお、地方公務員法第29条に規定する処分に関し、10月5日に下田市職員分限処分及び懲戒処分検査委員会を開催いたしまして、職員の処分に関しまして、改正自治法の施行を見据えての私の政策に前向きに取り組むよう指示したものであることから、処分は行えないものといたしました。私自らの処分内容につきましては、冒頭に述べさせていただきましたとおり、市長としての職務遂行に厳正さを欠いたこと、また下田市職員分限処分及び懲戒処分検査委員会において示された意見を参考にしながら決断させていただいたものであります。

また、特別職である助役につきましても、私の補佐役という立場からして、その責任を確認していただきました。

以上、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

報告

議長（佐々木嘉昭君） ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

下総庶第 128号。平成 16年 10月 7日。

下田市議会議長、佐々木嘉昭様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成 16年 9月下田市議会定例会議案の追加申し入れについて

このことについて、平成 16年 9月下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので、申し入れます。

記。

議第 61号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ただいまより、議会運営委員会を第 1 委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10時 4分休憩

午前 10時 9分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程の追加

議長（佐々木嘉昭君） 本日、市長から提出されました議第 61号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、議案の追加申し出があります。この際、議第 61号を日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第 61号を日程第 1 の次に追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 61号は日程第 1 の次に追加することに決定いたしました。

決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 日程により、過日決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの平成15年度各会計決算10件を一括議題といたします。

これより決算審査特別委員長 森 温繁君より、特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

1番。

〔決算審査特別委員長 森 温繁君登壇〕

決算審査特別委員長（森 温繁君） ただいまより、決算審査特別委員会審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決したものと決定し、報告いたします。

1. 議案の名称

- 1) 認第1号 平成15年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 2) 認第2号 平成15年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 3) 認第3号 平成15年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4) 認第4号 平成15年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 5) 認第5号 平成15年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6) 認第6号 平成15年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 7) 認第7号 平成15年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 8) 認第8号 平成15年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 9) 認第9号 平成15年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 10) 認第10号 平成15年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について

2. 審査の経過

9月29日、30日、10月1日、4日の4日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高 橋教育長、出野市長公室長、高橋総務課長、土屋市民課長、鈴木 税務課長、岩崎監査委員事務局長、宮本建設課長、長友下水道課長、磯 崎水道課長、藤井観 光商工課長、金崎農林水産課長、糸賀健康福祉課長、村嶋環境対策課長、関議会事務局長、森学校教育課長、土屋生涯学習課長、鈴木収入役室係長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。あわせて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全

を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

3. 決定及びその理由

1) 認第1号 平成15年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

2) 認第2号 平成15年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

3) 認第3号 平成15年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

4) 認第4号 平成15年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

5) 認第5号 平成15年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

6) 認第6号 平成15年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

7) 認第7号 平成15年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

8) 認第8号 平成15年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

9) 認第9号 平成15年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

10) 認第 10号 平成 15年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

引き続きまして、補足的に説明させていただきます。

まず、今回の審査に当たり、1. 市長に提出を求めた資料でございます。随時読み上げた
いと思います。

- 1) 15年度決算時点における財政計画
- 2) 下水道事業の今後の事業計画及び財政計画
- 3) 平成 15年度市税及び各種使用料等の調定額に対する収入状況及び滞納状況（収入率
100%未満）（特別会計を含む）
- 4) 海水浴場の水質調査に係る資料（5年間）
- 5) 河川の水質調査に係る資料（5年間）
- 6) 原水の水質検査に係る資料（5年間）
- 7) 下水道の接続状況と加入率（地域ごと）
- 8) ベイステージ（道の駅含む）利用状況（オープンから）
- 9) 下田市の管理している公の施設の利用状況（5年間）（振興公社含む）
- 10) 耐震診断の実施状況と未整備一覧（学校、幼稚園、公民館、保育所、市営住宅）
- 11) 委託料の業者別リスト
- 12) 人口動態（10年間）
- 13) 各種基金の運用状況について（5年間）
- 14) 生活保護及び介護保険の推移（5年間）
- 15) 介護施設の推移と利用状況
- 16) 第7次教育施設整備5ヶ年計画の現状
- 17) 同報無線配置一覧及び浸水危険箇所一覧
- 18) 廃棄物処理委託契約に関する資料

以上のものが議長を通じまして市長にお願いいたし、提出を求めた資料であります。

次に、2. 現地調査実施箇所でございます。

- 1) 市有地舗装工事（三丁目保安部前）
- 2) 下田公園開国広場園路整備工事

- 3) (準)大浜川河川災害復旧工事
- 4) 総合グラウンド管理運営事業
- 5) 敷根公園テニスコート人工芝張替工事
- 6) 下田中学校トイレ改修工事
- 7) 第5分団第1部詰所修繕工事
- 8) 須崎漁港水産基盤整備工事
- 9) 外浦地区マンホールポンプ設置工事
- 10) 外浦地区配水管移設工事
- 11) 外浦漁港護岸新設工事
- 12) 下田港海岸環境整備事業負担金
- 13) みなと橋架替事業
- 14) (準)下條川河川改良工事
- 15) 耐震性貯水槽新設(白浜)
- 16) 白浜保育所ネットフェンス取替工事
- 17) 市道梶浦支線単独道路災害復旧工事
- 18) 白浜(板戸地区)水産基盤整備工事
- 19) 東本郷地区配水管改良工事
- 20) 急傾斜地崩壊対策事業
- 21) 稲生沢小学校屋上防水改修工事
- 22) 稲梓中学校屋外運動場災害復旧工事(箕作残土置き場)
- 23) 稲梓中学校屋外運動場災害復旧工事
- 24) 稲梓小学校屋内運動場防水工事
- 25) 市道椎原1号線道路災害復旧工事
- 26) 稲梓地区配水管改良工事
- 27) 市道宇土金線道路改良工事

以上でございます。

次に、審査の中で特記事項として報告申し上げます。

3、一般会計における事務事業と決算について

平成15年度の歳入調定額は12億3,536万5,107円であり、これに対し収入済みとなった金額は109億8,282万7,308円で、1億2,772万4,775円が収入未済となっています。不納欠損

額は2,48万3,024円である。

収入未済となった主なものは、市税で10億2,272万670円を占めているが、財産収入である市有地貸付金195万5,480円までもが滞納になり、多岐に及んでおり、年々増え続けている滞納額に対し最善の努力をし、対象者と十分協議をし、不納欠損を最大限抑制し収納率向上に努め、市財政の健全化を図るべきである。

特別徴収にかかわる入湯税の滞納は平成14年度は47万1,730円であったが、平成15年度は923万8,750円と大幅に増大しているため、相手方と十分協議し、早急に改善すべきである。

平成15年度決算数値から今後、平成19年度までの中期的な財政計画を検討すると、平成17年度、18年度、19年度は7億4,000万から11億5,000万の実質収支の大きな赤字が想定できる。今後の対策として、簡素な行政システムの確立、健全な財政運営、定員管理及び給与の適正化の推進など、平成14年2月に策定された第3次下田市行財政改革大綱の推進とともに、起債制限を受けないような財政運営が求められている。

財政構造について見ると、歳入総額109億8,282万7,308円で、前年度に比べ14億7,148万5,442円(15.9%)の増である。一方、歳出総額は107億4,265万3,985円で、前年度に比べ14億2,181万1,642円(15.3%)の増となっている。財政的には、景気の低迷による個人市民税等の市税収入の大幅な減少により、依然として厳しい財政状況が続いているが、このような中で、観光施設整備事業、道路・漁港の整備、耐震化工事等諸施設の推進を図るとともに、義務的経費の抑制にも努められているが、今後、諸施設の老朽化等に伴い、多額の経費負担の増大は必至の状況にある。このため財政運営に当たっては、よりの確な収支計画を立てられるとともに、なお一層の経費の削減に努められるよう望むとともに、今後、できる限り維持費を計上し、修繕費等が大幅にかからぬよう改善する必要がある。

東海沖地震発生が叫ばれる今日、公共施設(庁舎、小・中学校、幼稚園、保育所、公民館等)の耐震診断及び耐震化工事の一部は実施されているが、遅れている部分も早急に進めていく必要がある。

市営丸山住宅については、老朽化や転出後の空き家については手つかずの状態になっているが、景気の低迷等により生活困窮者や生活保護者が増加している今日、防災面からも再検討すべきである。

第2次救急医療については、平成15年8月末で熱川温泉病院が脱退し、9月以降は3病院で対応しているが、救急医療の体制は一刻を争う観点からも、受け入れ先の確保をすべきである。

稲梓中学校グラウンド災害復旧工事における残土処理は、設計残土処分量 1,060立米が加増野処分場に搬入されたが、一部工事上の物も上積みされている。1年以上前の残土処理なので、所管の説明と資料から判断いたしました。なお、箕作仮置き場の現在約 400立米の残土については、業者の再資源資材であるものと確認した。審査の中で、残土は全体の工事費と見るべきだろうという意見もありました。

白浜海水浴場浜地での不法営業問題の中で、公の施設であるかどうかの問題が提起されましたが、当局の説明では、以前の委員長報告を尊重するとしながらも、審査の中で賛否の意見がありました。当委員会としては、今後も議会で十分な論議が必要であると考えます。

健康福祉課については、機構改革の中から現在の体制になっておるが、仕事面、職員数を考慮するならば、2課に編成すべきと思われるが、早急に検討を望みます。

清掃センターの焼却炉については、修繕費が年々増加する中、改修及び新設を十分協議し、手だてを講ずるべきである。

次に、4として、各特別会計決算について申し上げます。

駅前広場特別会計決算について

歳入では駅前広場使用料が 1,268万 5,376円となり、歳出はトイレ清掃委託費、広場街灯改修等、タクシー・バス乗り場としての利用はある程度整理されてきているが、下田の玄関口としての機能や修景が本来の駅前広場としてなされていないのではと考えられるので、計画性を持って整備していく必要がある。

国民健康保険事業特別会計決算について

国民健康保険事業は予算現額 29億 5,771万 5,000円に対し、歳入決算額 29億 5,360万 3,567円、歳出決算額 29億 270万 1,552円で、歳入歳出差引額は 5,090万 2,015円となり、前年度に比べマイナス 1,124万 4,298円（マイナス 18.1%）減少している。収入率は調定額に対して 88.9%で、前年度の 88.6%に比べ、0.3ポイント上回っている。

平成 15年度は療養給付費において、年々増加する傾向とあわせ、従来の4月～3月ベースから、3月～2月ベースへの切り替え年度のため、前年度に比べ1カ月請求月が多くなり、一般・退職合わせて前年度比 22%の増となっている。

特に、国保会計に大きな影響を及ぼす一般医療の療養給付費においては、前年度の月平均 8,660万円に対し、平成 15年度は 9,460万円（9.2%増）と大きく伸びている。これは医療の高度化等による医療費の増高や被保険者数の増が原因と見られ、国においても高額医療費共同事業の拡充・制度化等により、各保険者の財政運営の安定化に配慮はしているが、一方、平

成 14年度の制度改正による老人医療受給対象年齢の引き上げによる影響額は、一般・退職で約 9,000万円を占め、これに対する老健拠出金の減は、前年度対比マイナス約 6,600万円と、期待したほどの減額には至っていない。したがって、医療費の増加は避けられない状況となっている。このような状況の中、国保税において介護保険の 2号被保険者の世帯については、介護保険税が上乘せ課税となっていることもあり、なお一層の収納率の向上に努力するとともに、保健事業、医療機関の協力のもとに、医療費の抑制策が必要である。

老人保健特別会計決算について

老人保健は、老人保健法の改正により平成 14年 10月より保険者年齢が、70歳以上が 75歳以上に引き上げられたため、年間平均利用者は 4,81人で、昨年と比較すると 160人減となり、人数的には減少しているものの、医療給付費は 29億 3,950万 645円で、前年度に比べ 1,803万 9,798円（0.6%の増）、医療支給費は 4,284万 585円で、前年度に比べ 2,056万 5,429円（108.3%）の増となっている。

医療給付費が微増の理由として

1. 高齢社会となり、病院にかかる年数が延びている。
2. 生活習慣病など長期治療を必要とする慢性疾患がふえている。（がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症等）でございます。

医療支給費が増加している理由

平成 14年 10月から老人保健法の改正により高額医療費制度が新設され、自己負担限度額を超えた分の現金支給が増加したため、これらの観点からなお一層の健康づくり事業の推進を図る必要がある。

介護保険特別会計決算について

平成 12年度に介護保険制度が導入され、平成 15年度は 4年目の年に当たるとともに、平成 19年度までの第 2期事業計画の初年度となっております。

第 1期事業計画におきましては、第 1号被保険者保険料の基準月額を 2,800円（月額）に定めましたが、第 2期計画の平成 15年度から 3カ年は、第 1期の保険料と 18歳以降の保険料との均衡も考慮し、介護保険介護給付費準備基金積立金を取り崩して 8,000万円を充当することによって、第 1号被保険者保険料の基準月額を 2,600円にさせていただいたところです。

介護保険給付サービスの利用状況につきましては、特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設などの施設介護サービス等について、事業計画の標準給付見込額に対する利用状況の実績は、平成 12年度は 38.3%という低率を示していましたが、平成 13年度は 46.6%、平成 14年

度が52.6%と、漸増傾向を示し、平成15年においては85.9%という高い数値の伸びとなっております。

今後の見通しとしては、吉佐美地区において現在建設中の特別養護老人ホームが完成し、さらに在宅介護給付サービスの質的・量的向上が図られることを見込みますと、今後は90%を超える利用実績になってくるだろうと思われる。

一方、一般病院から介護療養型医療施設への転換については、一部医療施設において40床ほどの転換が見られたものの、その後、大きな動きが見られないまま、今後の課題として残されておりますが、制度の健全な発展と利用者の利便の増進のため、今後も引き続き介護保険制度の適正化に努めていく必要があると考えます。

下水道事業特別会計について

平成15年度末起債現在高は92億3,476万8,775円である。一般会計の財政負担が大変な重荷になってきております。さらに、平成15年度分下水道使用料の滞納額は943件、686万8,443円、合計では2,882件、1,869万7,310円にも達しております。接続率は全体で55.6%となっております。

平成15年度の決算を見ると、接続戸数は2,216戸で加入率は48.8%であった。年間の処理量は、約119万7,000立方であり、施設能力の約3分の1であります。施設の有効利用、水質汚濁の防止のため、加入率の増加を図り、あわせて滞納額の減少に努力すべきである。

水道事業会計決算について

総配水量573万6,639立方であり、総有収水量453万3,598立方で、有収率は79%である。これに対し供給単価は149円8銭で、前年度に比べ7銭の増となった。さらに、未収金額は1億817万8,084円であるが、納期末到来分3,283万1,322円を差し引くと、7,534万6,762円となった。今後も収納率の向上に努めるべきである。

また、飲料水の供給は災害時等においては最も重要なことであり、老朽化した落合浄水場や中地区に存する下田配水池等の安全性には十分注意を払い、対策を図るべきである。

配水量、有収水量ともに減少しているが、有収率は老朽管の更新、石綿管布設替え、配水管の漏水調査を実施した結果、わずかであるが上昇している。さらに、有収率の向上に努めるとともに石綿管の布設替えを進めるべきである。

下田市水道水源保護条例の施行にあわせて、制度化された合併処理浄化槽設置事業補助金は6件、33万6,000円で、前年度に比べ3件、8万円減少しているが、今後、この制度を進め浄化に努めるべきである。

なお、大口の滞納者に対し十分協議し、滞納整理に努力すべきであると。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（佐々木嘉昭君） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。
12番。

12番（大川敏雄君） 私、議会選出の監査委員の立場からちょっと。多分これはミスプリじゃないかと思うんですが、特別委員会の皆さん方は短期間に大変ご苦労されて立派な報告書を出していただいたんですが、今、特別委員長からこの資料に基づいて説明を承ったんですが、4ページの国民健康保険事業の特別会計決算についてですが、これの上から4行目、「収入率は調定額に対して88.9%で、前年度の88.6%に比べ0.3ポイント」、ここですが、多分ここで言うのは、保険税の収入率だと思うんです。そうだとしますと、監査委員で今意見書が出ておりますけれども、いわゆる収入率、調定額に対して88.9%じゃなくて、73.27%、前年度は74.74%と、逆に前年度よりこれは下回っているんですね。短期間で委員の皆さん方、恐らくこれはミスプリだと思うんですが、いかがなものでしょうか。

〔決算審査特別委員長 森 温繁君登壇〕

決算審査特別委員長（森 温繁君） お答えします。

監査委員さんが監査報告を出されておりますが、その辺の数値的にはやはり監査委員さんのあれで、こちらを照らし合わせてみればわかりますように、確かにミスでございます。

〔発言する者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時47分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの12番議員の質問に対して、決算審査特別委員長の答弁を求めます。

〔決算審査特別委員長 森 温繁君登壇〕

決算審査特別委員長（森 温繁君） 大変貴重な時間を申しわけございません。

この数字に対しての88.9%というのは、計算しますと、全体の収入に対しての調定額がこのようなになりますので、間違いのないと思います。ただ、監査報告書に何か29ページに、その辺は記載してあるそうでございます。大変申しわけございません。

それと、皆様方に対して申しわけございませんけれども、ちょっとミスプリントがありま

して、2ページ目の の特別徴収にかかわる入湯税の滞納は、「 15年度は 923万 8,750円」と書いてありますけれども、1,923万 8,750円の間違いでございます。すみません、ミスプリントでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 一般会計から各特別会計に至るまでのすべての決算を森委員長以下、決算審査特別委員会の皆さんが短期間にわたりまして慎重審議されたことについて、深く敬意を表するものでございますが、多少質問させていただきます。

質問の第1点は、本会議でも申し上げましたが、稲梓中学校の災害復旧にかかわる残土処理の問題でございます。

私が質問しまして、1つはこの稲梓中学校の残土処理に当たり約 700メートル離れた、あの箕作の三叉路にその残土が仮置きされているのではないのかと。そこに処理されているのではないかと。だとするならば、これは設計の精算をすべき事項ではなかるうかという質問をさせていただいたわけです。

そういった経緯の中で、教育委員会の答弁は、あれは業者の残土なんだと。簡単に言えば、災害復旧の工事と関係のない残土であるというふうに説明されましたが、委員長報告でも、このくだりにつきましては、箕作の三叉路のところに置かれている残土は、確認したいと思いますが、稲梓中学校の災害復旧とは関係のない業者所有の残土であると。こういうふうに理解していいかどうか、これが第1点でございます。委員長報告のとおり、それでいいのかなのか。

2点目は、委員長報告の中もございましたが、設計上は切り盛りをして、埋め戻す、要するに切る、埋め戻す、その差額が約 1,000立米余ということで、これは加増野の自社処分地に処分したと、こういうことでございます。そこで、この点についてお伺いしますが、加増野に約 1,000立米余処分されたものをどのような形で確認されたのか、これが2点目でございます。別に、1年前の仕事ではございません。これはもうつい最近まで、今年度の2月、3月に行われた工事でございます。まだまだ煙が出ているような、真新しい工事でございますから、1年も前の工事ではございません。これをまずお伺いします。

そこで、2点目にこの中学校の災害復旧のことと、もう一つは、ご承知のように稲梓中学校の災害復旧は、かなりの土量の崩落があったわけで すね。それで、土屋忍議員の家にまで、これが押し寄せてくると。当然、現代におけるこの崩土の処理が行われたわけです。そうで

すよね、崩落処理。したがって、決算上で見ますと、本格的な崩土除却として数百万円が随契で行われております。そうしますと、この残土の処理は崩土の除却等、そして本格的な災害復旧というこの2点で見る必要があると思いますが、崩土除却の最初に崩れ落ちた土はどう処分されたか、検討されたかどうか、この2点についてお伺いします。

次に、一般会計において、私、審査の中で聞きたい話でございますが、この9月臨時議会におきまして、私は南豆衛生プラントの入札をめぐる談合、価格漏えい等々、不透明な事件について緊急質問をさせていただきました。我がまちにつきまして、建設工事等の談合等、そういった入札等が行われていないかどうか。恐らく決算審査特別委員会でも調査されたと思うんです。本市におけるさまざまな建設工事等におきまして、談合等の状況が調査されたのかどうなのか、そういう点に対する当局の答弁等についてお伺いします。

次に、石井市長は、1期、2期通じまして下田の進むべき道として観光立市を掲げ、内部的には、財政上の危機を克服するためには行財政改革を進めたいという、こういうことを常々言っております。とりわけ観光立市という言葉はなかなか聞こえはいいんですが、じゃ、具体的に何をするのかと、観光立市をつくるためにどうするのか。こういう点についてはなかなか見えてこないんでございますが、下田市の観光立市を進めるに当たって、とりわけ夏の観光において、この白浜の海水浴場の暴力団の資金源につながる不法営業等、これにけりをつけるということが観光立市を進める上において最大のテーマだと私は常々思っているわけです。

そこでお伺いするものでございますが、海水浴場の管理が下田市の条例に基づいて、正確で公正に行われているかどうか、決算審査特別委員会の見解をお伺いしたいと思います。この点についても特に触れられておりますから、質問させていただきます。

次に、維持管理に努めよという意見は、委員長質問、報告の中でございました。もっともだと思います。下田市はこれまでベ이스テージ含めて、あるいは市民文化会館、あるいは敷根の温水プール、あるいはサンワーク、あるいは山の家、あるいは各種観光諸施設、これらに膨大なお金をかけて施設の整備を行ってまいりました。しかし、それらを造ったら、その後の維持管理に余りお金をかけていないという点での指摘だと思うんです。したがって、時には莫大な修理費等がかかるということが言われているわけですが、私、地元で大変恐縮ですが、今回の中に、とりわけ観光施設の整備事業としまして白浜の長田海水浴場におけるボードウォーク、あるいは板戸アロエの里整備事業、尾ヶ崎の整備も含めた整備事業が行われています。これらがどういうふうに管理されているのかということについては、委員長もご

指摘のとおり、一般質問等で承知していると思うんです。

平成 15年度の予算におきまして、とりわけ長田ボードウォークについては、180万円の予算で同額近くの工事が施工されております。この工事において、当初の目的は達成されていないと私は現場で見ているわけですが、委員長としまして、この長田ボードウォークの工事についてどんなふうにお考えになっているのか、要するに維持管理という点でございますから、その点についてお伺いいたします。

次に、駅前広場等について整備の必要性を強く主張されたという点では、常々自分の思っていることございまして、観光立市を進める上に当たって、大事なのはやはり終着駅としての駅前の広場を整備する、これが観光立市を進める上にとって大変大事なことだという点では、委員長とも同感でございますが、関連しまして、駅前広場に隣接する旧バスターミナル用地がずっとこのままいくと、一部の団体に貸し付けられて、その団体が駐車場経営をして経常経費に充てる、1億数千万円もの金で買った公共用地をそういう一団体の運営費に使われているという、これはゆゆしき事態だと思うんですよ。これは暫定的に1年や2年でやるならそれはそれですが、向こう4年も5年もそういう格好で続くというのは、これはゆゆしき事態だと思います。この駅前広場というか公共用地取得特別会計における処理がおおむね適正だという決算報告でございますが、私はおおむね不適正だと思うんですよ。いかなものでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質疑の途中ですが、10分間休憩したいと思います、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 10分間休憩いたします。

午前11時 0分休憩

午前11時13分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの10番議員の質問に対して、決算審査特別委員長の答弁を求めます。

〔決算審査特別委員長 森 温繁君登壇〕

決算審査特別委員長（森 温繁君） 答弁いたします。

質問の項目が多いものですから、ちょっと落としましたら、また言っていただきたいと思います。

稲梓中学校の残土におきましては、一番最初に出るのが応急手当の土が出ますね、壊れた時に。その時は水分を含んだ大変汚泥に近い土だったものですから、仮置きに一時置きまして、後で残土が出た時に一緒に運んだ経過がございます。加増野に運んだ残土は3回に分けて、15年11月22日と、それから24日、12月1日と作業記録、トン数の台数からして積算したものでございます。私たち委員会としては、その加増野の残土捨て場の現状は、現地視察の時にはそこは行かなかったんですが、写真と工事記録の中から埋められているものと判断したのが事実でございます。

それから、入札に関しまして南豆衛生プラントの件が出ましたけれども、随契とか、それから入札にかかわる談合の何か工事関係にかかわりまして、南豆衛生プラントの入札問題というのが委員の皆さん、頭にありましたので、契約に関してはいろいろ協議は重ねた経過がございます。

それから、観光立市として白浜の海水浴場は大きな役割を果たしているのは、これは事実の問題であります。協議の中で、今後、白浜の海水浴場をどうするかという論点というのは多数意見が出されましたけれども、その中で大変問題になりましたのが、海水浴場は公の施設であるのか、公の施設じゃないのかというのが大変論議になりまして、その辺は昨年、厚生経済常任委員会に付託されました継続審議の中で、要するに委員長の報告を尊重しつつも理解に曖昧な点があると。ただ、やはり白浜の海水浴場を健全化させるためには、公の執行といたしますか、その辺のやつは手を入れるべきだというお話も出ております。

それから、維持管理費の問題の中で、小林議員の方はボードウォークの方を重点にされましたが、私たちの特別委員会の中で、現地視察は大変あれなんですけれども、ボードウォークは見ませんでした。ただ、委員の中からボードウォークが完全に直っていないのではないかと。ですから、予算を執行した中でも維持費用を少しぐらい持った中としても完全に直らない状態であるから、維持費用は持った中で見なければ対応できないと。それを放ったままにしておく大きな修繕費が必要になってくるから、維持費、管理費を盛り込むという意見から報告書に書かせてもらった経過がございます。

駅前広場につきましては、決算上の確に処理されていると報告させていただきましたけれども、あの取り扱いにつきましては、観光協会に貸しているものよりも、市長が何かの答弁の時に高校の統合の時に考えたいとかという発言がございましたけれども、土浜線の拡張、国道414号の拡張、駅前整備の中でそこは利用するんだという目的はございまして、それは委員の方も認識してございます。ただ、そういう観点から見ても、観光協会ばかりではな

く、駅前広場として観光立市を掲げるには、これは駅前を整備しなければならないという観点の中から、報告したのが経過でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 大筋回答をいただいたわけですが、稲梓中学校の残土にこだわるわけではございませんが、残土の搬入記録ということを見たということですから、それはそれで結構だとございますが、11月、12月の残土処理についての報告はいただきました。これは恐らく先ほど冒頭申し上げましたように、昨年8月16日に発災して崩落した残土を仮置き処理したのではないのかと思うんですが、問題は本体工事の施工に当たって、設計上出る残土量約1,000立米、これを本当に加増野に処理したかどうかと、この1点でございます。真実に処理したかどうか。

私は今回、情報公開の規定に基づきまして、全資料の公開を求めましたから、今後これを見てそれなりの自分としての対応をしたいと思いますが、今回議会で質問するのは、そういうものを含めまして確認等をしたということでございます。その点については結構でございます。

そこで次に、白浜の海水浴場のみならず、下田市の11ある海水浴場の管理運営の基本を定めている条例が厳然とあるわけですよ、ご承知のように。その条例に基づいて管理運営がなされているのか、この1点なんです。どうするとかこうするとかということじゃなくて、それが観光立市を進める上において、どうも条例に基づく適正な管理をするのは、これは市の責任ですが、市が条例に基づく適正な管理を行っていないのではないかというのが私の考えなんです。そういう点で質問は条例に基づいて適正に管理されているのか、公にしてあるとかないとかなんていうのは客観的なことで、市長がこれは公の施設でないと言ったから、そうじゃないとか、議員が公の施設であると言ったから公の施設であるという、こういうものじゃないんですよ、客観的に存在することですからね。

それはご承知のように、今回の処分問題というか、収入役を置かないということだって、置かなくてもいいということを発表したからといって、それが正しいわけじゃないんです。客観的にそれが正しいか正しくないかというだけの話ですから。その点はともかくとしまして、この条例に基づいて適正な管理を行うというのが私は原則だと思うんです。あらゆる観光環境含めて、市の公の施設を含めまして、観光施設であれ何であれ、条例や規則、地方自治法に基づいて管理を行うというのは原則です。これが行われているかどうかということがやはり審査の基本ではないか。とりわけ、観光立市の上にとって白浜の海水浴場が暴力団の

資金源になっているようなあの状態というのは、絶対に解決しなければならない課題であるという観点から、その点再度お伺いするものでございます。

次に、私は観光立市を進める上に当たって、駅前広場の整備事業というのは、口先の観光立市ではなくて、実際に観光立市を造るには、駅前の広場をどう整備するのか、駅前をどうするかというのはものすごく大きな課題だと思うんです。そういう点で、公共用地取得特別会計で取得したあの旧バスターミナル用地を一部の団体にずっと貸し付けて、その団体が駐車場として利用して、その団体の運営資金にこれからもずっと供されるような事態というのは取得の原則にも反するし、駅前広場の整備の現状にも反すると思うんです。その点について、委員会としましておおむね適正だというものですから、私は適正じゃないような気がしているんですが、委員長どんなものでしょうか。これが2点目です。

最後に、もう一点。南豆衛生プラントの談合疑惑等、入札問題につきましては、既に私たちは質問したわけですが、その教訓の上に立って、下田市の各種建設工事等の入札や、あるいは工事の施行に当たって談合はないのかどうなのか。これはやはり市民のみならず、我々も深く関心のあるところであると思うんです。談合があるかどうか。これはないということになっているんだらうと思いますが、1点だけお伺いします。指名業者同士で仕事を分け合う、あらかじめ話し合いをしてAという人が落札し、仲間でBという人が仕事を行うという、俗に言う相指名が行われていないかどうか、この1点だけお伺いします。

〔決算審査特別委員長 森 温繁君登壇〕

決算審査特別委員長（森 温繁君） それでは、お答えいたします。

稲梓中学校の残土につきましては、委員会の中でも大変慎重に見まして、教育委員会の審査以外にも、終わりましたから3回ほど協議をし、判断したのが写真上からと、それから運んでいる写真、それから工事記録、積算しまして確かにその面もあると、皆さんで判断した結果でございます。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

〔決算審査特別委員長 森 温繁君登壇〕

決算審査特別委員長（森 温繁君） それから、駅前広場につきましては、先ほど答弁しましたように、会計上は適正に処理されているものである。ただ、駅前広場の利用度からいって、一団体に長く貸してはいけないという観点の中から、早急の計画を立てるという委員の意見から報告書に書かせてもらったわけです。確かに、駅前広場については振り返ってみますと、小林さん、建設委員会の時に、図面を見た記憶がちょっとございます。それが恐ら

く棚送りになっているのではないかと思いますけれども、本来ならばあの奥を整備するのがもっともでしょうけれども、今の経済状況、なかなか手をつけられないのが現状ではないかと思っております。

入札問題にかかわりまして、確かに随契はいろいろな問題がありましたけれども、この委員会では相指名とかそういうものの調査の段階まで及ばなかった、取り上げなかったのが事実でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は自席へお戻りください。大変ご苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、認第1号 平成15年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第1号 平成15年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 平成15年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成15年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成15年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成15年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成15年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成15年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成15年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第5号 平成15年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成15年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成15年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成15年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成15年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成15年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成15年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成15年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成15年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成15年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第 10号 平成 15年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

以上で、認第 1号から認第 10号までの平成 15年度下田市各会計決算 10件の決算認定については全部終了いたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第 50号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 51号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第 52号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 53号 下田市美しいまちづくりを推進する条例の制定について、発議第 6号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定について、議第 54号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 6号）、議第 55号 平成 16年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1号）、議第 56号 平成 16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1号）、議第 57号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1号）、議第 58号 平成 16年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）、議第 59号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2号）、議第 60号 平成 16年度下田市水道事業会計補正予算（第 1号）、以上 12件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から、所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、厚生経済常任委員長 嶋津安則君の報告を求めます。

16番。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） ただいまより厚生経済常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定しましたので報告いたします。

記。

1．議案の名称。

1) 議第 50号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2) 議第 53号 下田市美しいまちづくりを推進する条例の制定について

3) 発議第 6号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定について

4) 議第 54号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 6号）（本委員会付託事項）

5) 議第 57号 平成 16年度市下田市介護保険特別会計補正予算（第 1号）

6) 議第 58号 平成 16年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）

2．審査の経過。

10月 5日、6日の 2日間、第 2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より藤井観光商工課長、金崎農林水産課長、糸賀健康福祉課長、村嶋環境対策課長の出席を求め、発議第 6号の審査に当たっては、提出者である小林弘次議員、また石井市長、村嶋環境対策課長の出席を求め、それぞれ説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりでございます。

3．決定及びその理由。

1) 議第 50号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないと認めました。

2) 議第 53号 下田市美しいまちづくりを推進する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めました。

3) 発議第 6号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定について

決定、閉会中の継続審査となりました。

4) 議第 54号 平成 16年度下田市一般会計補正予算(第 6号)(本委員会付託事項)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めました。

5) 議第 57号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 1号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めました。

6) 議第 58号 平成 16年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めました。

なお、閉会中の継続審査の申し出を続けて朗読させていただきます。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお審査を要するものと決定しましたので、会議規則第 10条の規定により申し出ます。

記。

1. 事件 発議第 6号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定について

2. 理由 静岡県の指導要綱との関連をさらに調査・検討する必要性を認める。このため、発議第 6号について閉会中継続して慎重な審議をすることが必要であるためでございます。

なお、補足的に数点申し上げます。

まず、乳幼児医療費の助成に関する審議に当たりまして、委員より、施工後その効果、影響等をさらに調査し、所得制限においては十分に検討してほしい。少子化対策の総合的政策の確立を図り、乳幼児医療もその中でしっかり位置づけ、子供を産みやすい、育てやすい環境づくりに一層努力してほしいという意見が出されました。

2番目に、下田市美しいまちづくりを推進する条例の制定につきましては、今後、環境基本計画が制定され、環境保全に関する条例を制定する時には、この条例を廃止し、新たな条例に溶け込ませていくと。その作業として2年かかりますので、平成 18年から平成 19年にはつくってきたいという当局の説明がございました。

以上でございます。

議長(佐々木嘉昭君) ただいまの厚生経済委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番。

10番(小林弘次君) 意外だったのは、美しいまちづくりの条例でございますが、本会議

では異論が続発したのは、委員長ご承知のとおりだと思います。あれだけの異論が続発したにもかかわらず、委員会審査ですんなりと原案可決というのは、いささかあれなんです。本会議で出されたいろいろな問題点というものは説明されたのかどうなのか。ただいまの委員長報告の中ではそれらについてはほとんど言及されなかったもので、それをまず第1点伺います。

2点目に、この条例は本会議でも総括質疑の中でも明らかになったんですが、タイトルや手前の方の市の責務とか事業者の責務とかいろいろあるけれども、大仰に構えているけれども、実際はポイ捨て、そして迷惑ごみ、釣りのごみとかを捨てるなど。犬の方は始末しろと、落書きをするな、猫にえさをやるなどが、こういう内容であるわけです。

こういうものを条例で定めるべきものなのか、それとも、広報で市民のモラルを喚起するような性格のものなのかという、この手の問題の最大の論点だと思うんです。私はせいぜいこれは広報「しもだ」なり、それぞれの地域の団体等々で、こういうことについては市民相互が気をつけましょうという、こういうことであって、ルールいわゆる法律として決めるようなものではないんじゃないのかというふう に、自分は今回のこの条例を見まして常々思っているわけですが、その点についての委員会の見解。

2点目は、この視点、観点がやはり観光立市を掲げる本市にしては、ちょっと問題があるのではないのか。例えば現在、我々観光立市を掲げる下田のまちとしまして、少なくとも人にやさしいまち、あるいは自然や環境にやさしいまち、そういうことの延長線上にあるのは何かといたら、やはり動物や植物を愛護する理念だと思うんです。今回、これでは、犬や猫、動物の愛護の精神というものがこの条例には全くないですよ。こういう条例を掲げた場合に、今後の本市のイメージというのはまるきりダウンすることは明確だと思うんです。

飼い猫や飼い犬に対して、あるいは住みかを追われた猫や犬に対して、えさをやってはいけないと。えさをやったらだめだよと。動物愛護の理念に反したこういうものは恐らく今後、これは全国のメディアを通じて、観光地下田は動物愛護に乏しい情けないまちだとこういうことになる可能性は極めて高いと思うんですよ。したがって、この点をぜひ議会当局考え直して、原案を少なくとも修正するなりしてやらないと、こんなものをしていたら物笑いの種になりますよ。現在メディアの社会ですから、たちどころにインターネットや何かを通じて下田は情けないまちだと。犬や猫を飼い殺しにする、あるいはそれらはもう飢え死にする、そういうまちだと。こういうことになったら大変なことになると思うんですよ。私はそうい

ったことを心配するがゆえに、この条例は委員長報告がございましたが、飼い犬・飼い猫に対する一種虐待的なことではなくて、動物愛護の精神に基づいてどうするかという、この視点の欠落について委員長、どんなものなんでしょうかね。

次に、乳幼児の医療費の問題でございますが、沢登議員が 紹介議員としまして、この乳幼児の医療費の無料化ということが多くの市民から請願が出されて、全会一致で下田市議会は請願を採択しました。それ自体、議会の意思は明確だと思うんです。それはどういうことかといいますと、子育ての支援のためにも、あるいは若者が子育てをするのに必要な援助をするという、こういうことからしまして、乳幼児の医療費というものの無料化を進めると、そうした場合に一番大事なのは、使い勝手のよさだと思うんです。だれもが該当する子供さんを持っている家庭には、乳幼児医療費の無料者証なり、そういったものはどんどん郵送で来るという、これが一番いいことだと思います。

ところが、この条例でいきますと、もう所得制限はあるんだとか何があるんだとかといって、届け出をして私は所得がありませんよと、だからくださいよと。こうしますと、事務処理も極めて煩雑になる、同時に出す人もこんな面倒くさいのではよそうという、せっかくの制度がまるきり市民に受け入れられないことになるのではないのか。そういう点で、この乳幼児医療費の無料化は、県に迎合し県の言うなりになった、全く市民のことを考えない、そういう条例になっている。市民不在の条例になっている。市民の使い勝手、市民の側に立った条例制定ではないと思うんです。そういう点で、委員会審査の中で、この市民本位の行政の推進という立場から、この条例はどう検討されたかお伺いします。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） それでは、まず美しいまちづくりの件についてお答えいたします。

ただいま小林議員が言われましたように、マナー条例でございまして、これを条例化するということは大変無理があるのではないかという委員からの意見もございました。しかし、当局としましては、市民の共通のルールとして、この条例をよりどころにして、美しいまちづくりをしようとする、精神的な支えとなるべき条例だということで、今言ったマナー条例にはそぐわないのではないかという形の中ではそぐうんだと、こういうふうな答弁をいただいております。

それから、ただいま動物愛護におきまして、やはり全国的に大変まずいイメージになるのではないかという小林議員の危惧でございます。こちら辺におきましても、今後、どのよう

なことが想定できるかわからない部分が大変ございますので、さらに、審議会で実行方針の調査審議をお願いしていくと、こういう方向で、委員会では答弁をいただいております。

それから、乳幼児の所得制限におきまして、議員の中から修正案の提出も出てまいりました。その中には、所得制限におきましては大して効果がないのではないかと、金額的にももうほとんどないのではないかと。そんなものなら、市民の方々にやはりイメージとして、ここもなくしたよという形の中でとったらどうではないかという意見もございました。そういう形の中で、先ほども私は補足で申し上げましたけれども、一定期間を見て当局に検討していただくと、こういう形で結論がなったわけでございます。

また、その所得制限におきまして小林議員が申されますように、確かに事務が複雑になります。委員の中からは、今度は申請する方々がそういった所得制限を出したりで大変ではないかという意見もございました。そういう形も含めまして、当局にはそれを踏まえた上で一定期間において検討していただくと、こういうふうな希望を添えてございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 条件つきかというふうにとっていいかわかりませんが、まず、自分はこの条例を見まして、さっきから言っているように、全体を見回しても、じゃ、何だといったらそういうことだと思うんですよ。もう広報、回覧板か何かで今後そうしましょうということだと思うんです。これが条例ということになりまして、出たら大変なことになるのではないのかと、それも自分の考えですから。こういうことを観光立市を掲げる、下田の町が大仰に条例として出していくというふうなことは、もう最大のイメージダウンに間違いなくなると。もうインターネットで日本中を駆けめぐると。このことを覚悟してやらなければならないと。下田の町は動物愛護に欠けた、もう冷たいまちだという、こういうことが必ず出てくるわけです、こんなことをしますと。これはもう覚悟しなければならない。私はこの点は委員長、条件つきだと言ったとしても、結果は見えていると思うんですよ。

そういう点で、放置した猫だって当然、それは下田の市民か、あるいはよその人たちが連れてきたかどうかわからんけれども、人間がなしたるわざだと思うんですよ。人間のなしたること。それをもっと別な方法、例えば野良猫を出さないようにみんなで最後まで猫を飼いましょうとか、犬を飼いましょうとかということではなくて、困ったら始末しなさいということでしょう、この条例は。飼い猫や飼い犬に困ったら始末しろと。そして、実際に地域にいるそういうねぐらのない猫や何かにえさをやってはだめだよと、のたれ死にするようにするという、こういう条例というのは、これはやはり観光地としてやるべきではないと思

ますが、委員長、そういう経過は、僕はそれを確信を持っておりますがね。それは今後、 18年までにまたこれを廃止するんだとか何とか言っておりましたが、 18年にはこれを廃止するんですか。最後にもう一点、これを伺います。

2点目に、乳幼児の医療費の件ですが、議論されたようでございまして、修正案も出されたという委員長のお答えがございましたが、すべての対象者が、所得がありませんという証明書を役所に提出して、そしておやりになるんですか。それとも、役所の方で、あなたは所得制限がありますから、あなたには差上げられませんということになるのか、手続はどうなるのか、この点をお伺いします。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） まず、1点目の18年までにこの条例を廃止するのかということでございますけれども、先ほど私が補足で申し上げましたように、平成18年から平成19年にはつくってきたいという当局の要望がございました。ですから、私たちはそれを見ていきたいと、こういうふうに思っております。

〔発言する者あり〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） ですから、こういうふうに申し上げました。今後、環境基本計画が制定され環境保全に関する条例を制定するときには、この条例は廃止し、新たに条例に溶け込ませていくと。

〔発言する者あり〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） ですから、18年までにつくっていく努力をすると、当局が我々の方に断言していただきました。

〔発言する者あり〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） 申し上げましたように、制定する時には、この条例を廃止ですから、制定ができなければ仕方がないと思いますけれどもね。2年間で制定する。制定できましたら廃止します、そういうふうに答弁をいただいております。

次に、ただいまのその乳幼児の所得制限でございますけれども、所得制限の手続において、全員からそういった形のものをとるのかという、その点につきましては、委員会では審議はなされませんでした。

〔発言する者あり〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） 全員からとるということはありませんでした。ただ、委員の中からは、そういった形の中で大変複雑になるなという意見がございましたが、ほか

の委員の方々から、それでは、全員からとるのかという質疑はございませんでした。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 今のことは市民にとって一番大切なことなんですよ。今回の条例で、該当者が全部、所得がなりませんという証明を役所に出して受けるのか、それとも受けなくていいのかという一番大事な点ですよ。議会で説明されずにこんな条例を通すということはいけないと思いますが、きちんと出していただきたいと思います。そうでなければ、議会で審議し、チェックする議会の責務を果たせないと思うんです。いかがですか、議長。

〔発言する者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 10番議員に申し上げます。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩したいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時 0分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

10番議員の質問に対しまして、厚生経済常任委員長の答弁を求めます。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） すみません。午前中に引き続きましてやらせていただきます。

小林議員の質問でございます所得に関することでございますけれども、委員会におきまして当局からの説明が入っておりました。所得制限の基準額につきましては、児童手当法の所得制限の基準を準用することとするものですが、それは所得制限を設定するところで、児童手当に準拠しているところが最も多いこと、平成13年度の改正で支給基準額が引き上げられ、子供に着目した給付としては受給しやすい最も高い基準となっていること、本市の事務手続を考慮した場合、児童手当該当の有無は確認しやすい仕様の一つと考えられていること、ごさいまして、転入者や新たに生まれた子供さんについても、児童手当の申請時に所定の所得証明書を添付していただくので、それをもって乳幼児医療費の助成対象の適否が判断できるというものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

14番。

14番（増田榮策君） 議案第53号の下田市美しいまちづくりを推進する条例について、若干質問させていただきます。

まず、この条例のモデルになったのは浜松市等があるそうでございますが、これらの都市との条例を比較しまして、そういう市の環境面、要するに地域性、そういったものを比較検討されたかどうか、まず第1点お伺いします。

そして、この条例について実効性があるかないか。私は、この条例はマナー以前のものだと思いますが、その点はいかがか。

3点目は、上級法、例えば清掃法または廃掃法ですね、それから軽犯罪法、こういった条例との整合性はどんなものか、お聞きします。

それから、4点目は確信犯に対する公表等の措置はどのようになるのか。

5点目は、注意等のトラブルのこの紛争機関処理が私は必要だと思いますが、この点はどのように審査されたかお伺いいたします。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） お答えいたします。

まず、ほかの市の比較ということでございまして、当局からただいま議員が申されました2市について提示されました。大体、内容的にはそれに準じて下田市の方もなっているようでございます。多分そういった形のものを参考にしながら、下田市は作っていると思ひまして、比較はいたしまして、委員会ではよしとしたものでございます。

実効性の問題でございますけれども、その面につきましても、やはり委員の中からもそういった意見がございました。実効性がない条例ではないかという話もございましたけれども、市民共通のルールとしてこの条例をよりどころにして、先ほど申しました美しいまちづくりをしていこうというものでございまして、周知徹底し、皆が協力して実行してくれば迷惑行為が減っていくと思うし、罰則はないわけでございますけれども、一連の行政手法である程度の実効性の確保はされているという説明をいただいております。

上級法との整合性でございますけれども、いわゆる環境の保全にかかわる条例等で本来環境基本計画を定め、その環境保全に関する条例を定めるべきであるわけでございますけれども、現在環境基準計画がない時点では、環境基本条例の基本倫理にのっとり美しいまちづくりをするために、この条例はできるところから設定していきたいということで、整合性があるというふうに当局の答弁をいただいております。

それから、公表につきましてでございますけれども、この中におきまして、7条の迷惑ご

みのポイ捨て禁止及び第 1 条、落書きの禁止、及び 13 条の飼い犬等のふん害の防止、これについては勧告及び命令、公表という形でやっていくわけございまして、皆さんにお配りしましたこの条例に対する説明の中でも、この公表におけるものも明記されておると思うわけでございます。

ただいまのその紛争の処理でございますけれども、紛争の機関としまして、行政主導の不利益処分に該当する場合は、下田市行政手続条例によることとして、手続条例には機関がないということで、とりあえず議員の中から弁護士等に相談をしたかという話もありましたが、当局はしていないということでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 1 番。

1 4 番（増田榮策君） この条例の作り方が極めて曖昧だと私は思うんです。現行この条例がなくても、この飼い犬とかポイ捨てはあるわけなんですよ。幾ら注意しても、こういう病的な人は必ず起こすんです。要するに、刑法で人を殺すな、物を盗むなと言っても、病的な者はやるんです、これ。そこに実効性があるかないかということ、ある程度は審議しないとまずいのではないのか。犬とか猫を捨てるなんというのは、もうモラル以前の問題なので、その辺のところの実効性がちょっとないのではないかなと、この点をもう一度詳しくお聞きいたします。確認しておきます。

それから、他市のこの条例を参考にした、ほとんどこれは内容的には同じようなものだと思うんですが、問題は他市と下田市と、環境面とか地域性でどういうふうな違いがあるかということが大切ではないかなと私は思うんです。この伊豆国立公園において、緑が下田市は非常に多いわけですよ、浜松よりも。そして、道路の沿線はほとんど緑がまだ残っているわけですよ。そして、この条例を見ますと、缶とかそういうものを捨てたら、その土地の所有者や建物の所有者、そういったものの責任を明確にして、自らこの条例で強制するようにならないのかということが私は問題だと思うんですが、その点いかがでしょうか。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） 浜松市のこの条例を見ましても、ほとんど下田と一緒にではないかと思うんですけれども。今、言われております、マナーを条例化するのというのはちょっと無理があるのではないのかなという話は何回か議員の中からありました。先ほど申しましたように、これから環境基本計画、その他環境保全を作っていくわけでございますけれども、その中で、できることから制定したいという精神でこれを作ってきたと。こういうことでございますから、今後はやはり当局にそういった形の中で、それを含めた形の総合

的な検討をしていただいて、しっかりしたものをつくっていただきたいと、こういうふう願っているわけでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） 精神論ではこのマナーは守れないんですよ。悪意を持ってした人間に対して、市民が強いることにならないかと私は心配しているんです。その点を明確にさせていただきたいんですが。

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） もう一回ちょっと言ってください。今のその強いるというのはどういうことでしょうか。

14番（増田榮策君） 強いるということは、この条例の中では、例えば必要な措置を講ずると、管理者または土地建物に迷惑ごみの防止をするために必要な措置を講ずると、こういうことがありますよね。その前の条文として、所有者、占有者または管理する土地または建物について適正な維持管理に努めなければならない、こういうふういきちんと条文で決めなければならないことは、ちょっと私はおかしいと思うんです。これはあくまで個人のマナーの範囲で、これは誰もがやっていることなんですよ。そうでしょう。誰もがやっていることをポイ捨てした、猫を捨てた、物が投げられた、こういったもんだからお前が片づけるということを強いるのではないかと、この条例によって。私は、そこを言っているんですが、どういうふうな判断をされたか、その点を明確に。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） 説明の中で解説に加えておりますように、土地建物を清潔に保つ努力義務を規定したということでございまして、ぜひ市民の方々、そういった努力をしていただきたいということでございまして、上から何だかんだではないと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 他にありませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） ただいまの美しいまちづくりを推進する条例について伺いますけれども。

条例の説明のときも聞いたんですが、まずこの条例は、いわゆるごみの散乱物だけを対象にしているように見えるけれども、落書きもあります。そういうものだけではなく、今言いましたけれども、いわゆる公の土地へと、商品とかはみ出し駐車とか、例のプランターとか、看板とか、そういうものも美しいまちを作りまして、バリアフリーのまちとか、観光立市のまちにおいては、そういうところの方が目立つと思うんですよ。その辺についての審議はど

のようにされたか、そのことと。また、その形だけではなくて、海水浴場がダブルAのところばかりではないわけです。家がある。そういうところも水質を維持するための排水のマナーとかそういうものまで、これね、マナーでいくんだったらやるべきではないかと思うんですが、その辺はどのようにされたかを伺います。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） ただいまのはみ出しということで、とりあえず当局の方から言われましたのは、今回、こう いった形の中で条例の規定を幾つかしてございますけれども、それに応じてやはり審議会の方で路上禁煙とか身障者の駐車場、政策会議においては、今言ったはみ出し看板とか放置自転車の件についても、今後検討すべきでないかというふうな形が出ておるようでございます。それと、今の水の排出等のその迷惑、そういった形のことにおきましては、別段委員の中からそういった質疑はございませんでした。

議長（佐々木嘉昭君） 15番。

15番（土屋誠司君） 美しいまちを作るんでしたらね、そのまちの中のそういう個人のところ以外の公のところを占有しているとか、そういうものを一緒にやるべきだと思うんですよ。ですから、そういう条例は十分でないから検討すべきかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） ということに関しまして、最初、委員長報告の中に補足で申し上げましたけれども、再度申し上げますが、今後、環境基準計画が制定され、環境保全に関する条例を制定する時にこの条例はなくなりますけれども、当局としては、平成 18年から 19年にはこれをぜひ作っていきたいと、こういう姿勢でございますから、その時にはよりよいものを作っていただくと、こういう形で説明を受けました。

議長（佐々木嘉昭君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、厚生経済常任委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

次に、建設常任委員長 大黒孝行君の報告を求めます。

13番。

〔建設常任委員長 大黒孝行君登壇〕

建設常任委員長（大黒孝行君） それでは、建設常任委員会の審査報告をさせていただきます

す。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第 54号 平成 16年度下田市一般会計補正予算(第 6号)(本委員会付託事項)
- 2) 議第 56号 平成 16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第 1号)
- 3) 議第 59号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 2号)
- 4) 議第 60号 平成 16年度下田市水道事業会計補正予算(第 1号)

2．審査の経過。

10月 5日、第 3 委員会室におきまして、議案審査のため委員会を開催し、市当局より宮本建設課長、長友下水道課長、磯崎水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

併せまして、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

3．決定及びその理由。

1) 議第 54号 平成 16年度下田市一般会計補正予算(第 6号)(本委員会付託事項)
決定、原案可決でございます。

理由、やむを得ないものと認めさせていただきました。

2) 議第 56号 平成 16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第 1号)
決定、原案可決でございます。

理由、やむを得ないものと認めさせていただきました。

3) 議第 59号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 2号)
決定、原案可決でございます。

理由、やむを得ないものと認めさせていただきました。

4) 議第 60号 平成 16年度下田市水道事業会計補正予算(第 1号)
決定、原案可決でございます。

理由、やむを得ないものと認めさせていただきました。

議長(佐々木嘉昭君) ただいまの建設常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 委員長に若干お伺いします。今回の水道事業の補正に新規の建設改良事業が多少増えているわけですが、中にみなと橋の方のかけ替えに伴う新たな点がということになるのでしょうか、その予算が出されておりますが、みなと橋の完成年度が今年度末になるわけですから、この建設改良事業は今年度実施するよりも翌年度に実施した方がいいのではないのかというふうな感じがするんですが、このみなと橋にかける総配水管の新設工事というのはどうなんでしょうか。

〔建設常任委員長 大黒孝行君登壇〕

建設常任委員長（大黒孝行君） お答えいたします。

翌年度の予算に計上する方がよりいいのではないかというお話でございますが、その議論は我々の中ではなされませんでした。事業の内容そのものに関しましては、橋桁下段の中に鑄鉄管で丁字溝の中にパイプを通すと、そういう工事でございます。

10番（小林弘次君） ご承知のようにみなと橋、今工事中ですね。所管もあなたのところの所管ですが、完成がどうなるのかちょっとわかりませんが、一応仮配管で現在済ませていることであるから、この仮配管等、最終的な撤去等がこの工事と関連するののかどうかよくわかりませんが、これは次の年に回してはやはり都合の悪いものでしょうかね、これ。どんなものでしょうか。

〔建設常任委員長 大黒孝行君登壇〕

建設常任委員長（大黒孝行君） その議論は我々のところでなされなかったもので、いかなものかという判断をいたしておりますが、とにかく本年ぐらいに立ち上げるためには、当局としては最善の時期にころ合いを見計らって取りかかるものと解釈させていただきます。

議長（佐々木嘉昭君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって建設常任委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員長 増田 清君の報告を求めます。

8番。

〔総務文教常任委員長 増田 清君登壇〕

総務文教常任委員長（増田 清君） 総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定いたしましたので、ご報告をいたします。

1．議案の名称。

1) 議第 51号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

2) 議第 52号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3) 議第 54号 平成 16年度下田市一般会計補正予算(第 6号)(本委員会付託事項)

4) 議第 55号 平成 16年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第 1号)

5) 議第 57号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 1号)(人件費)

6) 議第 59号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 2号)(人件費)

7) 議第 60号 平成 16年度下田市水道事業会計補正予算(第 1号)(人件費)

2．審査の経過。

10月 5日、6日の 2日間、第 1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋教育長、出野市長公室長、高橋総務課長、鈴木税務課長、土屋市民課長、森学校教育課長、土屋生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。併せて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

3．決定およびその理由。

1) 議第 51号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 52号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 54号 平成 16年度下田市一般会計補正予算(第 6号)(本委員会付託事項)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 55号 平成 16年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第 1号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 57号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 1号)(人件費)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 59号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 2号)(人件費)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第 60号 平成 16年度下田市水道事業会計補正予算(第 1号)(人件費)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(佐々木嘉昭君) ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

1 番。

1 番(沢登英信君) 総務文教常任委員長にお尋ねいたします。

下田市立浜崎幼稚園の園児の募集がされていない。このことについて、どのような経過と討論がなされたか、まずお尋ねいたします。

〔総務文教常任委員長 増田 清君登壇〕

総務文教常任委員長(増田 清君) 委員の中から、この浜崎幼稚園がまだ廃止という決定がなされない前に、広報「しもだ」によって、平成 17年度募集が下田幼稚園ということで、浜崎幼稚園の名称がないことについて指摘がなされました。教育長の答弁によりますと、その件につきまして謝罪し回覧板等で訂正をし、住民に周知徹底を図るという話がありました。

議長(佐々木嘉昭君) 1 番。

1 番(沢登英信君) 広報 10月号の 7 ページによりますと、市立浜崎幼稚園の欄が記入されていない。しかも、11月 10日 1時から 4時まで申し込みの期日であると。間もなくこの申し込みの期日があるわけでございます。

さて、この市立浜崎幼稚園は、ご案内のように設置条例をもって設置されている市立の幼稚園であります。下田市立小・中学校及び幼稚園の設置条例に規定している公の施設であります。また、下田市立幼稚園の管理規則にも、市自らの規則に、あるいは条例に違反するような当局の運営がなされているということが明らかになっていると思うわけでございます。そういうことが明らかになっただけで、なぜこの総務委員会の中でその指摘がないのか。やはり条例違反をきちっと果たしていくという姿勢が総務委員会及び委員長に求められてい

と思うわけでございますが、委員会としての見解をさらにお尋ねいたします。

〔総務文教常任委員長 増田 清君登壇〕

総務文教常任委員長（増田 清君） 今、沢登さんが言う条例違反であり、その間の広報「しもだ」について募集を出したのは、やはりいけないのではないかと、質問もございました。そういう中で、とりあえず募集という段階でございますので、今言ったとおり教育長の方から、募集について訂正をする、周知徹底をすると。

なお、そして条例改正後、当局がどういうご提案をしてくるかわかりませんが、とりあえず条例を改正してから、今後、行動に移すという議員からの要望として、当委員会でもそういう結論までは達しませんけれども、そういう意見が多かったことは事実でございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 収入役の必置の問題といい、この募集の問題といい、8月31日に全員協議会で幼保一元化の中間報告がなされましたけれども、それをもって条例違反をしていいということには当然ならないわけでございます。なぜ、このような条例違反の事態に立ち至るのか。当局のこの運営上の問題のその責任と所在をはっきり明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

指摘をされたので、追加の募集をしたからそれでいいんだと、こういうことにはならないと思うわけでございます。本質は市民に付託され、このように市の行政を、公の施設を運営していただきますよと、こう言われたものがそのとおりに運営されていない。勝手な解釈で恣意的にやられているということは大変ゆゆしき内容を含んでいると思うわけでございます。この点の見解を再々度お尋ねしたいと思います。なぜこのような事態になったのか、ぜひとも説明をしていただきたいと思うわけでございます。

〔総務文教常任委員長 増田 清君登壇〕

総務文教常任委員長（増田 清君） 教育長の報告ですと、これはまだ条例が改正されていませんけれども、来年からそういう予定もあるということで、条例改正を12月にして、来年4月から浜崎幼稚園を廃校にしたい、下田幼稚園と統合したいという話がありました。それをもとに教育委員会の方では、下田幼稚園ということで募集を出したということにつきまして、我々委員会としては、まだ条例改正をしていない時点で、そういう行動に移すのはおかしいではないかという委員からの指摘もございまして、先ほども述べましたけれども、そ

れについて訂正をした措置の文書を回覧等で住民の方々に周知徹底すると、そういうことでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第 50号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 乳幼児医療費の無料化につきましては、この少子化の時代の中で、次世代をどのように子育てしやすいまちをつくって いくのか、こういうことが大きな課題となっているわけでございます。既に市民からも要望が出され、請願が出され、また保険医協会からもこの乳幼児医療費の無料化の請願が出されているわけでございます。

ところが、この当局の議案は、6 歳まで、小学校入学まで無料化を進めていくという前進面のある一方で、給食費 780円を自己負担とする、あるいは所得制限をかける、こういう内容になっているわけでございます。この病院食につきましては、まさに薬と同じように病気になった子供たちをどう直していくのかという、ある意味では、薬以上に治療の 、養生のポイントになるということは、どなたも明らかであると思うわけでございます。

したがって、県内におきましても、この食事代まで無料にしている自治体が市外でもないわけではない、数多くまだ残されているわけでございます。さらに、この所得制限を設けない、やはり子育て世代全体に子供が病気になった時に社会保障の一環として支えていこうとこういうことでございますので、市段階のほとんどは、今県にならって制限をつけておりますのは下田市ほか、あと 2カ所ぐらいしかないわけでございます。ほとんどの市町村がこの所得制限をしないで実施している、こういう実態になっております。しかも、現行のこの下田市の乳幼児の医療費の制度につきましては、現在、所得制限をしていないわけでございます。

所得制限をすることによりまして事務手続が煩雑になる。しかも 10人程度の所得制限者しか予想がされていない。こういうことから考えても、さらに所得制限を設けずに実施するということが望まれていると思いますし、乳幼児医療の無料化に向けて一步一步前進をさせていく、この県の指導の後退面を克服していく、500円の負担金をやがてなくしていく、あるいは食事代も負担していく、こういう姿勢が必要であるところでございますが、今日、今時点におきまして、この所得制限の廃止を実施していくということは、やはり子育て世代全体を支えていこうという乳幼児医療無料化の精神にかなうものであります。

財政的な負担もほとんどかからない、せいぜい 10万円か 20万円の負担で、この 2 カ月間は対応ができる、現在の補正予算額に手をつけなくても実施ができるという、こういう内容を持っているわけでございます。乳幼児医療費の無料化の制定をするこの趣旨からいっても、財政面から考えても、医療費の所得制限をするということは趣旨に合わない、下田市の実態に合わないわけでございます。そういう点から、ぜひともこの乳幼児医療費の実施については、単純な反対ということではなく、積極面も含んでおりますので、12月からの実施を求めながらも、所得制限の廃止を、訂正を直ちにしてくださるように申し述べて、討論を終わります。

議長（佐々木嘉昭君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4 番。

〔 4 番 土屋雄二君登壇 〕

4 番（土屋雄二君） 乳幼児医療費助成制度の所得制限導入に対して、賛成意見を述べさせていただきます。

私は、税の負担の原則は累進課税の方法がよいと思っており、所得や資産のある負担能力のある人が能力に応じて負担していくことが、社会保障や福祉事業の原点であると思います。現在は、生活の苦しい人も多く、税金や保険等滞納者が多く、今回の改正は一定以上の所得のある人は給付の対象から外すということで、子育て家庭の経済的負担軽減という観点から、賛成をいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 他に討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第 50号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第 51号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 51号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第 52号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に 付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 52号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに 決定いたしました。

次に、議第 53号 下田市美しいまちづくりを推進する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

14番。

〔 1 4 番 増田榮策君登壇 〕

1 4 番（増田榮策君） 下田市美しいまちづくりを推進する条例に反対する者として、一言述べたいと思います。

この条例案は、まさに江戸時代の将軍綱吉がつくった生類あわれみの令と同じ、天下の悪法、すなわち市民の配慮を全く欠いた実効性の乏しい条例ではないかと私は考えます。環境を謳えばいいというものではありません。このモラルについては、幼児から教育面では一貫して、教育の中でも道徳というものが教育として行われているわけでございます。それにもかかわらず、守らない人は守らない、わからない人はわからない、全く実効性がない条例でございます。

まず最初に、この条例については、環境基本計画を先に作るべきだと私は考えます。そして、この条例を考えた時には、例えば上流から流れてくる海岸のごみを、私の地元であります柿崎のこの海岸で考えますと、一度大雨が降れば、家庭のごみから農業用のごみ、そして河川の刈った草までが流れてくる。こういったもののごみの処理に柿崎の区民は数十年も、それ以上も泣かされてきているわけでございます。要するに、幾らこの問題を取り上げても、ごみの問題は解決しないわけでございます。すなわち、これと全く、この条例は同じようなものでございます。

そして、この条例においては、浜松市等のものを参考にしたという話でございますが、浜松市と下田市は当然都市の状態、そして緑の環境問題、そして地域性、こういったものは同じではございません。こういったものを比較して、下田市独自の条例を作るべきではなからうかと私は考えます。そして、ほかの上級法、すなわち廃棄物清掃法、軽犯罪法の整合性も十分に審議しながら、その抜け道となるものを作るのが私は条例の基本ではないかと考えるわけでございます。そして、条例の実効性があるのかないのか、マナー以前の人にどうしたら守らせるのか、そういったものを真剣に市民の意見を聞きながら考えていくのが条例の基本ではなからうかと、私は考えます。

また、この条例をそのまま実行いたしますと、必ず注意をした者はその悪意を持って行った人とトラブルになるのであります。トラブルになったとき、どういうふう処理していく

のか、この紛争を解決する手段が明確ではございません。

次に、この条例について、部分的に指摘してみたいと思います。

この条例を見ますと、第6条には所有者、すなわち占有者または管理する土地・建物に対し、適正な維持管理に努めなければならない、こういった条文もあるわけでございます。すなわち病的な人を除き、これらは全く常識の範囲であり、条例で決める必要があるかどうか、これは疑問のあるところでございます。

例えば、9条を見ますと、占有者また管理する土地または建物に迷惑ごみのポイ捨てを防止するために必要な措置を講じると、こう言っているわけでございますが、この条文は本末転倒です。すなわち、善良な市民に負担を求めることには変わりがないわけでございます。

空き地の草刈り等が実際に本当にできるのか、道路沿線の管理が十分にできるのか、私の前で県の職員がのり面の草を刈っても、そこら辺のやぶに全部放置しておきます。持って帰るようなことはありません。そういったことを本当に指摘されたら、県に対してそういうことを求めていけるのかどうか。そういったことの実効性もはっきりしないわけでございます。それを所有者や、または県外、市外に住んでいる所有者にも求めるということでございますから、そういった実効性も私は甚だ疑問ではないかと思うわけでございます。

また、たばこのポイ捨てでございますが、こういったものについては、千代田区では罰金を取って規制しているわけでございますが、この問題についてもいろいろ賛否両論があるわけでございます。たばこを投げ捨てるよりも、そのたばこに対する公害、要するに煙の害です。ニコチンに対する一般の人の害、そういったものが多いわけでございます。それならば、同じ部屋でたばこ吸うのも遠慮してほしい、飲まない人の配慮も考えてほしい、私は一般の善良な市民として、そういうことも強く求めたいと思うわけでございます。

条例の12条では、公共の場所以外の管理者は、その管理する場所に落書きを行った場合は当該の落書きの指導に努めなければならない、こういった条例でございます。

しかしながら、東京の渋谷の例を見ますと、悪意を持ってしたこの行為に対して、被害者が何らかの負担を強いるものにはならないのか。私は、この渋谷の落書きと、ほかの問題についていろいろテレビで見えておりますが、初めのうちは消していた。しかしながら、何回もやるうちに、もうやる人の、その悪意を持ってやった行為に対してはなかなか消すことも不可能になってくる。こういったことが、場所を持っている人にとっては甚だ迷惑な問題であるわけでございます。すなわち、こういう悪意に対する行為をする者に対しての罰則または強制的な指導、こういったものも不明確でございます。

それから、第4章の飼い犬・飼い猫の飼養に対する措置については、私は今、一般の動物、昆虫までも入れる、こういうペットの飼養に対する大きな社会問題があることは承知しております。全文に、ペット全般にわたる飼養の責任を私は明確にするべきではないかと考えます。

14条では、飼い猫の飼養者の責務を定めているわけですが、首輪に近いものの装着を求めているわけですが。しかしながら、一般の家庭の猫を考えた場合、猫を完全に屋外だけで飼っていくことは不可能に近いことですが。他市でもやっているようにマイクロチップ等の体内埋め込み等で飼養者を判別する、こういったことをもう少し研究すべきではないかと私は考えます。また、ハト公害やカモメのふん公害、こういったものも大きな社会問題になっているわけですが。こういったものにどう対処するのか、はっきりしたものがないわけですが。旅行者が連れてくる犬、猫のふん等は持ち帰って処理する、こういったものが本当に実効性があるのかないのか、甚だ疑問でございます。

また16条では、飼い犬等の処置ですが、飼養者は飼い犬等の飼養が困難となった場合は、適正な措置をしなければならない、こういった条文ですが、猫を飼養できなくなった場合、犬の場合は確かに引き取りがありますが、猫の場合はどうやって引き取りの手段、またはそれが確立されているのか、はっきりしたことが明確ではございません。適正な処置ができないからこそ、猫を放置するのではないのでしょうか。引き取り手の具体的な処置や手続を完全に別の所有者に飼養を変わってもらうような、市民サイドに沿った条例の条文も私は必要と考えます。

また、そのほかいろいろありますが、この条例はもう少し中身を精査し、もっと市民サイドに立って条例を考えるべきと思いますので、反対をいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 次に、賛成意見の発言を許します。

17番。

〔17番 森 温繁君登壇〕

17番（森 温繁君） この基本条例の美しいまちづくり条例を審議した一員として責務として、発言したいと思います。

精神的な条例ですので、この必要性につきましては意見の分かれるところですが、けれども、この審議に当たりまして、こういう精神的な条例、わかりやすく言うならば、マナー条例なんですけれども、マナーが必要であるか必要でないか、審議に当たりまして、審議委員のメンバーは15人おります。いろいろな各界、各分野の人たちが出席しておりますけれ

ども、いろいろな面の中から必要であるか果たしてという審議をした結果の中で、全員の総意を持った中で、美しい観光立市を掲げている以上、この条例は何らかの形、下田らしい条例を作らなければいけないという、そういうのをもとに作った経過がございます。

例えば、下田らしいということで、本来ならば犬のふんが非常に多いと、観光者が来てボランティアガイド等が案内しても、案内しながら行くと、犬をよけねばならないようなところもあったと。こんな中で美しい観光を作るにはどうしたらいいのか。確かに猫の条例につきまして、これを条例化させているところは非常に難しい。犬は散歩させなければストレスがたまり、いろいろなものの中で首輪の条例とかいろいろのがある。猫に対してはありませんけれども、下田らしい条例ということで、では下田ならば、河川、それから先ほど増田委員の方から申しましたように、大雨の降るごとに柿崎の海岸はごみの山になっている。それから、釣り人、日曜日のいい時期、シーズンになりますと、20人も30人も来る。この後の始末、いろいろなものを考えて網羅した中で精神的な条例を作ろうというのが発足した最大の理由でございます。下田らしい条例を作るということの中で。

それから、条例の中に販売業者の責務という項目の中に、後始末に対するごみの缶を設置しなければならないとか、いろいろな条例があります。券売機の中で、ジュースならペットボトルの缶を買っていきながら、そこで飲む人は確かに少ないかもしれない。ただ、そこで飲んだ人に対して、なければそこへ捨てていって余計汚れる。ですから、メーカーの中にはそういうメーカー責任という観念の中から、ごみ缶などはやはり与えているようでございます。ただ、道路の幅の関係とかいろいろな自分の後始末、いろいろな面の中で大変だなという意味の中で、わざわざ出さない。出しておく、ほかのごみも入ってしまうというような観点の中で、出さない人たちもあります。

確かに、前の質問の中で業者と話し合った経過はあるのか、今後守っていくために何かの措置を講じなければならないということ。とりあえずは3カ月ぐらい施行した中で、実効性をまた考える、これを実効させるにはどうしたらいいのかと。また審議会の中でかけるようです。話し合いを持ちます。ですから、とりあえず観光立市を掲げている以上は、この条例は確かに必要だということの中で、つくった経過がございます。

確かに浜松市の条例、それから静岡県の中にも藤枝市、焼津市、伊東市にもあります。いろいろな面の中で十数カ所ありましたけれども、下田らしい条例をまずは作って、その中で、先ほど委員長報告にもありましたけれども、環境基本条例が何年か後には出てくると思います。その時に、この条例を廃止するというような意向は、皆さん、今聞いたとおりでござい

ましようけれども、とりあえずは皆さんの精神的なもので美しいまちづくりをしよう、例えば、清掃の日を月に1回、第1土曜日に設けるというのは、せめて自分の家の周りを清掃しよう。草を刈ったまま放置していきまると、上流地域では大雨ごとに川が汚れる。そのままにしていけば、やはり最終的には一番下流の者が迷惑をこうむる、そういう弊害は必ず出てくると思います。

とりあえずは、周りをきれいにすることによって、美しい観光地をつくるんだと。そのためにお客さんが来ても犬のふんがないとかいろいろな面で、すがすがしい気持ちを与えよう、そんな観点の中から、私はこの条例は絶対的には必要ではないかなと、そんな観点の中から賛成するものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に討論はありませんか。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） この条例、ただいま審議会の会長さんの森議員の方からは、観光立市を目指す本市としましては、こういう条例を作っていくことがいいことであるというお話でございましたが、条例というのはやはりこの地域的な法律でございまして、一度条例を作れば、その条例に基づいて市当局は執行しなければならないし、市民はその条例に基づいて行動しなければならないという、こういうものであるわけです。これが法律の持つ法治社会における根本的な原理でございます。

したがって、私はそういう地域的な条例でもって、例えば犬のふんや何かをしてはならないとか、放置してはならないとか、野良猫にえさを与えてはならないとか、あるいはこの缶や、ペットボトルや、釣りの道具や、えさをポイ捨てをしてはいけないという、こういうことを定めるということは、やはりそういうことを通じてきれいなまちを作るということよりも、私たちも含めまして市民全体で、それぞれの地域や団体、あるいは役所含めて、いろいろなキャンペーン活動を通じて行うべきであって、法律でもって決めてこうだと、これは余り効果がないのではないのか。むしろ美しいまちを作るために迷惑ごみの放置あるいはポイ捨てをやめましょう、あるいはマナーに合った犬の散歩等をやりましょう、あるいはその他のことをするというふうな、そういう次元のものではなからうかというふうに思うものであります。

とりわけ自分は、この条例をずっと読んでみまして、理念的には下田市の環境基本条例、先ほど森さんは環境基本条例が制定されたら云々というお話がございました。既に、下田市

は環境基本条例は制定されておりまして、私たち、いま一度考え直してみれば。環境基本条例の理念というのは、じゃ、何であったのかと。私たちの住む下田ですね、幕末開港以来の歴史や砂浜の朝や、あふれるような水、あるいは森林、こういった自然と歴史に恵まれたまちであると。この環境をずっと次世代まで保全していかなければならないという、こういう理念に基づいて環境基本条例が作られたということですが、恐らく環境基本条例はその中で基本を定めたことであって、本市の環境をどう守っていくのかということは、この関係条例に基づいて市長がその基本計画を定めて、そして、それぞれの分野にわたるこの環境の条例というものをも作って持っていくという手順があるのではないのかというふうに思うわけでございます。

今回のこの条例は、そういった点では環境基本計画というものがまず示されて、その上でそれぞれの分野、それぞれの必要な分野を整合的に考えて、そして、いかにしたら、私たちの下田の自然環境や、あるいは歴史的な環境も含めて守ることができるのか。そういうことが必要であって、先ほど増田議員が指摘されたように、美しいまちということからいって今一番困っているのは、例えば大雨のたびに柿崎海岸には大量の流木やごみが打ち上げられているということや、あるいは公園その他におけるいろいろな問題点といい、こういうことであって、必ずしもこれだけでくれるというものではないという指摘がございましたが、美しいまちを作るためには、ポイ捨て、犬、猫、これだけのものではないんではなからうかと、こういうふうな指摘がございまして、全くそのとおりであると思うわけです。

それで、もう一点は、やはり私が心配するのは、この環境基本条例の理念にのっとっていると言うけれども、今回の条例は動物愛護という視点というのが全く欠落していると思うんです。自分は朝日新聞をとっておりますが、朝日新聞の先日の夕刊にも、この動物愛護の必要性、ここ最近の地元伊豆新聞における動物愛護に関する意見等が出されているわけです。

そういう点で、やはり地域全体で自然や、その自然につながる動物、そういったものを愛護し、それらを虐待から守っていこうという、こういう世論というのが今あるわけです。そういう世論に、今回のこの条例は余りにも無神経と言ってはなんですが、配慮していない条例であって、こういう規定をすることによって、むしろ観光地としての下田の環境あるいは動物愛護、こういったものに対する一つの下田のイメージを極めて損ねるものになるというふうに私は思うわけでございます。そういう点で、動物愛護、自然環境の保全あるいは生活環境の保全という、こういうものを総合的に考えた条例で、思いつきやその場の何かのことでもって条例を出してやっていくということは、市の行政そのものが混乱するものになるの

ではないのかというふうに私は思うものでございます。

とりわけ動物愛護に逆行する、条文の中で確かに野良猫の被害ということはあると思いますが、しかし、その処置を兵糧攻めにして野良猫を今度増やさないという考え方で、えさをやらずに。これを条例でもって明記するなんというのは、ちょっと狂気のさたではないのかというふうに私は思うわけでございます。これはぜひ議員の皆さん、この物の持つ全国的な影響というものをお考えになっていただいて、安易にこれを通していただかないようお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に討論ありませんか。

5 番。

〔5 番 鈴木 敬君登壇〕

5 番（鈴木 敬君） 美しいまちづくりを推進する条例に賛成する立場から、意見を述べたいと思います。

先ほどから、さまざまな方たちがこの条例に対する数々の疑問を呈しております。例えばマナーを条例化するのはとても難しいのではないのか。あるいは動物愛護という精神から反するのではないのか。また、ほかにもさまざま看板の問題だとか、あるいは不法駐車の問題とかいろいろ問題がある。そこら辺、もっと包括したものを作るべきではないのか。あるいは実効性はどうなのか、さまざまな疑問が提起されております。私もそれについては、そのような疑問は当然あると思います。

そもそも、この条例は、本来的には環境基本条例の精神にのっとり前文に書いてありますように、観光基本条例に基づき基本計画を立て、それに基づいて作られるのが筋ではないかと私も思います。当局としては、18年、19年をめどに環境基本条例に基づき環境保全条例を作るんだというふうなことも言っております。本来的にはそのような順番でなされるものだと思いますが、なぜ先に出てきたのか、私はこのように解釈します。

つまり、この美しいまちづくり条例の持っている問題点というのは、私たちの日常生活のごく身近なところにある問題、犬・猫のふんの問題だとか、たばこの投げ捨ての問題だとか、そのような日常的な問題をまず何とかしてほしいという市民の側のそのような要求が環境審議会の方に反映されて、先に出てきたのではないのかというふうに解釈しております。とにかく市民にとって、町にふんが至るところにあるとかというふうな状況は自分たちだけではなく観光客にとっても恥ずかしいわけでありまして、そこら辺のところをまず何とかしてほし

いよというふうな思いがこの美しいまちづくり条例、いわゆるマナー条例に込められているのではないかと、私はそのように解釈します。

確かに、この条例は、読んだだけでは精神論の条例だと思います。罰則規定もありません。指導、勧告、命令、公表というようなそのようなものがあるだけで、過料だとかそういうものもありません。どれだけ実効性があるのか、それは結局市民一人一人がこのような条例を作り、それを日常的に自分の身の回りから実現していくことによって、とにかく自分の生活から、まずきれいにしようではないかというふうな思いで立ち上がっていくことが大事ではないかというふうな観点から、この条例をとらえるべきだと私は思います。

この間、サークルエコを中心にして毎月第1土曜日に下田のまちの至るところで、ごみ拾いとかが、まちをきれいにする運動が続けられております。それに合わせるように、この条例の中でも第1土曜日を、町を美しくする日に制定しようではないかというふうなことが言われております。そのよう形でまず身の回りから、そして下田のまち全体をとにかく自分らの手で少しずつでもいいからきれいにしていこうではないかというふうな思いで、この条例が作られるものだと思います。そして、これは18年、19年に環境保全条例ができる時には、その中の一環として大事な部分としては当然生かされていく、そのように私は解釈しております。

とにかく身の回りから、明日からでも自分のまちを美しくする努力をしようではありませんか。そういうような観点から、私はこの条例に賛成するものであります。

議長（佐々木嘉昭君） 他に討論ありませんか。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 今、鈴木議員が討論された、その精神論はまさにこの条例がなくても進めていかなければならないことであります。この条例があることによって、何がごまかされていくのか。環境基本条例を作りまして、基本計画を実施していく。美しいまちづくりを環境を保全するまちを作っていこうというこの姿勢が、まず曖昧にされていっているわけでございます。既に下田の状態を考えれば、ペンションや民宿におきまして、ペットを連れてきていい、ぜひ犬や猫もうちの宿には連れてきてください、そういう管理がありますよ、このように言って宣伝している宿も出てきているわけでございます。

さらに、この単なる観光だけではなく、海という自然を利用した釣り客に下田に来てください、このように市は言っておりますし、その観光業者の人たちも、遊業船の人たちも言っ

ているんだろうと思うわけです。そういう人たちの意見が何らこの精神論に反映がされていないマナーであり道徳であると。そういうものを条例にしていいということでないわけです。そういう道徳は9月号の広報「しもだ」にもありますように、はっきりとこういう広告が出ているではありませんか。犬や猫、どういうぐあいにペットを飼ったらいいかと、こういうような宣伝をますますして協力していただく、それを条例をもって規制していくというようなものではないことは、そういうことをしてはいけないものであることは明らかであると思うわけでございます。

ただ、これらのものは許されるとしたら、全く見過ごせないような事態に立ち至っている、そういう場所について、そういう時期について、一定のマナーをルール化していくということは必要であると思うわけでございます。そのような例は、東京都千代田区のたばこのポイ捨て禁止の環境条例に今具体化されていると思うわけでございますが、この下田市の現状につきましては、環境基本条例から考えまして、どういう点が下田の環境を破壊しているのかという議論が全くなされていないままの中で、ただ浜松や他市の条例の手本を持ってきて下田に当てはめる、このような形態に立ち至っているわけでございます。

私が思いますのに、下田の景観を破壊しておりますのは、やはり放置されております旅館外の一角であると思うわけでございます。これらはそれぞれ、所有者があるわけでございます。その所有者と話し合いをしていかなければ、この景観の美化を進めていくということとはできないわけでございます。今条例の中には、自分の土地のことについては全く触れていないわけでございます。自分の土地であれば、どういう形態であってもよろしいというような内容になっているわけでございます。さらに、落書き等につきましても、落書きをされた所有者の方に問題があるかのような、こういう認識であっては本末転倒であると思うわけでございます。

本当に美しいまちを作っていこうという観点から考えるのであれば、この瓶・缶のポイ捨ての問題が精神論で解決がつくような問題でないことは明らかであると思うわけでございます。瓶・缶が収集をされる、あるいはビニール袋のこの問題も、一つの経済問題というその中で進めていかなければ、とても解決がされる問題でないことは明らかであります。それを消費者の瓶・缶を捨てる者だけが悪いというような形では、何ら実効性がないことも明らかであると思うわけでございます。瓶・缶の地域デポジットであるとか、あるいは販売業者との綿密な処理計画であるとか、そういうことこそが今早急に求められているわけでありまして、単純に業者のモラルを追及することが求められているわけではないと思うわけでござい

ます。

さらに、観光客のこのポイ捨ての問題について言えば、市民はそれなりにそれぞれ月2回の瓶・缶の出し入れ等々で仕分けをして区分をしているわけでございます。宿泊客 70万人あるいは700万、1,000万とも言われるこの下田に訪れてくれる観光客の意識をどのような形に変えていき、あるいは高めていこうとするのでありましょうか。まさに不可能であると思うわけでございます。方法そのものが間違っていると云わざるを得ないと思います。

そのような点で、瓶・缶の問題も、この動物愛護の問題につきましても、再度検討し直し、まず環境基本計画を早急に作るということが今一番最初に求められていることでございます。順番を逆さまにして物事がうまく進まないことは明らかであると思うわけでございます。ぜひとも多くの市民の皆さんの協力を得て、今、下田にとって環境保全上、何を早急に進めていかなければならないことなのかという議論なしに、この問題を精神論として条例化することは全く大きな問題を先送りし、ますます問題を複雑にするだけであると思うわけでございます。

そういうような点で、迷惑ごみのポイ捨て、落書きに対する措置、あるいは喫煙に対するこの措置につきましても、また下田をきれいにする日を定めようということにつきましても、各地区で老人会や区長さんや環自協の皆さんが一生懸命頑張っている、こういう状態等、きちっとこの人たちの協力体制や話し合いを進める中で、そういう設ける日が必要であればみんなで設けていきましょう。こういうことが必要であると思うわけでございますが、上から条例を作って、この日を何々の日にした、こういうような行政のやり方であっていいはずがないと思うわけでございます。ぜひとも住民の賛成を得る意味でも、住民ともどもこのまちをきれいにしていく精神を高め、具体的な基本計画を作っていくということをまずすべきであります。そのような観点に当局が立っていないということからいって、反対でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第 53号 下田市美しいまちづくりを推進する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで 10分間休憩いたします。

午後 2時20分休憩

午後 2時30分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第 6 号の閉会中の継続審査について

議長（佐々木嘉昭君） 次に、発議第 6 号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定については、厚生経済常任委員長の報告は、下田市議会会議規則第 101条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

発議第 6 号議案は、委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 6 号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議案第 5 4 号～議案第 6 0 号の討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次に、議第 54号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 6 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 54号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 6号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第 55号 平成 16年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 55号 平成 16年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第 56号 平成 16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 56号 平成 16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第 57号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は 委員長の報告どおり決すること
にご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 57号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の
報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第 58号 平成 16年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）を討論に付
します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 58号 平成 16年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）は、委員
長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第 59号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2号）を討論に付し
ます。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 59号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第 60号 平成 16年度下田市水道事業会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 60号 平成 16年度下田市水道事業会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

議案第 6 1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第 61号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、議第 61号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、8月 24日に高橋収入役が任期満了により退任をしました後、速やかに収入役の選任手続を進めなければならないところではございましたが、その選任手続を怠り議会を停滞させましたことは、行政執行の最高責任者である市長としての任務に配慮が欠けたものと反省し、また、この事実を真摯に受けとめ、平成 16年 11月、支給すべき給与の額を月額にして 10%、金額にして 6万 7,100円を減額し、月額 60万 3,900円とするものでございます。また、助役につきましては、市長の最高の補助機関である立場をかんがみて、市長と同様、平成 16年 11月支給すべき給与の額を月額にして 5%、金額にして 2万 9,800円に減じ、月額 56万 6,200円とするものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成 16年 11月 30日限り、その効力を失うとするものでございます。

簡単ではございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 今回、ようやく9月2日、3日に開かれました臨時議会において、地方自治法違反の行政執行の是正を求め、そして政治責任を明確にすべしという私たちの提案は、こういう形で市当局から出されたわけでございます。これは本来ならば、私たちが指摘した9月2日において、この事実は明確であるわけです。それを9月の臨時議会において、これらの指摘を否定し、さらに今日まで引き延ばした、これは行政執行者・事務当局としても、極めて遺憾だと思えます。そういう問題に対する認識、単純に提案理由に書いてあるとおり、これは単なる収入役の選任の手続を怠りなどというものではないんです。地方自治法で定めた収入役必置のこの地方自治法を無視して、行政執行しようとした、これが最大の責任なんです。これはその点について、ごまかしているわけです。

大変つらいところではございましょうから、はっきりと申し上げさせていただきますが、そういう事実をごまかして収入役選任手続を怠りと、ここに書いてございますが、私たちが問題を提起したのは、地方自治法違反の行政執行の是正、そして責任を明確にするという、これが今回曲がりなりにも出されたという点では一応評価すべきものはありますが、しかしここに至る経過において、これほど歴然としたことをもう数カ月にもわたってぐじゅぐじゅやってきたというこの未練たらたらと、これはいただけないわけです。

そこでお伺いしますが、今朝方、市長はおのれと助役については責任を問うと。しかし、事務方については、政策上で収入役を置かないという自分の方針を実行しようとしたために、これについては厳重なる処分はしなかったと。こういうご説明があったわけでございますが、重ねてお伺いしたいと思います。事務方の責任として市長や収入役が地方自治法に違反し、あるいは条例に違反するような行政執行を行ったときには、固執する者として当然庁議なり、あるいは政策会議で、その決定、その方針は条例や地方自治法に違反する行為であり、それはできないという。そういうチェックをする機関が庁議であり、そして政策会議になるわけです。

今回、収入役を置かないということについて、私の聞いた限りでは、政策会議あるいは庁議の中で、それは違法であるということ指摘した人がいたということを知っていますが、そういう事実があるのかどうなのか。また本来、事務方として、先ほどから言っているように、市長や助役が地方自治法や条例に違反して行政執行しようとした時には、それは違う、こういうチェックをする責任があると思うが、いかがなものでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 先ほど冒頭に述べましたように、今回の陳謝に続いて減俸ということで責任を取らせていただきましたが、このことにつきましては、私の政策的な考えの中で、政策会議の中で方向性を出させていただきまして、やはりその中で補助職にあるべき助役も同じ考え方であったということで、同じように私と助役は責任を取らせていただきましたが、政策会議の中におった職員は、当然課長クラス何名かいるわけでありましてけれども、これはやはり私がトップとしてのトップダウン的な政策方針を出したために、そういう指示を出して、今後頑張ろうというふうな形の中での賛意を得たものでありますので、今回は特に、先ほど報告しましたように職員の分限処分及び懲戒処分の審査委員会を開催いたしまして検討したその内容の報告で、私も判断をさせていただきまして、私と助役以外は処分なしと、こういう結論を出させていただきました。

今後、こういうこともあろうかと思いますが、政策会議の中で簡単に同意をしたその職員に対しての処分ということになりますと、今後も職員はいろいろな面で判断なり進言あるいはアドバイス、そういうことについても大変慎重になり過ぎる部分があるということで、ある程度職員の責任は私と助役でとらせていただくとこういう判断でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） その点については結構だと思いますし、それは市長さんがそういうお考えで寛大な措置をとるということは十分理解できるわけです。私の言っているのは、本来の事務方としての責務ということからするならば、今回のような、これほど明確な地方自治法違反の行為に対して庁議なり、あるいは政策会議の中で、それはおかしいよというようなことが出てこないような状況があるのかどうなのかと。これは地方自治法違反でおかしいと思っているのが300人いるのか、恐らく大方の市職員がそう思っているわけです。しかし思っているも、市長あるいは幹部に対して、この方針は違うということを訂正できない、この体制が私は問題だと思うんです。

だから、私が聞いているのは、庁議や政策会議の中で一部、これは地方自治法に違反してそういうことはできないということを発言した人がいたというふうなことも聞いておりますが、そういう事実があったのかどうなのか。本来、政策協議の場において、補佐、要するに補弼すべき課長さんたちや、あるいは政策会議のメンバーというのは、あるいは条例審査会というような、そういう内部機構、こういうものの補弼をすべき機関というものが機能しているかどうかという点について危惧を持っているわけですから、その点のお考えを。

また、市長発言の中に、今後もこういうことがあるということで、今後もこういうことがあってもらっては困るわけです。今後もあるではもう大変ですよ。今後も地方自治法を無視し、条例を無視した行政執行を行うなんということがあったら、これはもう大変なことになるわけです。それはちょっとね、どの辺に真意があるか、もう一度市長ははっきりさせて。今後こういうことがないために減俸処分をしたんだらうと思うんですよ。今後もうこういうことがあると言ったら大変なことになりますから、この点は申し上げます。

私の言いたいのは、本来市長や何かのそんな政策や方針に対して、これは条例上あるいは地方自治法上難しいなら難しい、あるいはどうだという、そういう率直な意見が出にくいような状況があるのではないのか。そのために、今日のようなものが拡大され、さらに自ら内部的な努力で是正されない、自浄努力のないこういう石井市政を構成しているのではないのかと。議会少数派から指摘されて、多数でそれを葬り去ろうとしてもできないという、こういう事実が生まれているわけです。

ですから、この間実害がないとかあったとかという人もいますが、長々と幹部が出張して県の意向を聞き、自治省や弁護士にも意向を聞いて、莫大な経費を使っているはずですが、この問題の決着をつけるまでに。決して実害がなかったわけではないです。県にも出張しているし、この件だけで。弁護士にもちゃんと意向を聞いている。莫大な経費を使っている、人間も使っているわけ。

したがって、それはそれとしまして、僕の一番心配しているのは、内部から自浄能力のない市政になってはいかぬと。そういう点で、さっきから言っているように内部でおかしいと言う人がいなかったのか、いたのか。あるいは、それらについておかしいと思っけていても、発言できないような雰囲気があるのかないのか。そういうことについてお伺いしているんですよ、わからないのかな。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 今、小林さんの方から、事前に私の方針が政策会議の中で出された中

で、そういうことが三百数人いる市の職員の中から、それはおかしいよという話があったかということですが……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） 一切ございません。一応、地方自治法改正ということ踏まえて、私が政策的に思いを述べたわけでありますので、政策会議の中では慎重に、政策会議というのはいろいろ議論が出ます。やはり間違ったことは間違う、こういう方向は行こう、あるいはだめなのならだめというようなことをしっかり決める、しっかりした課長さんのいる会でございますので、そういう中ではいろいろ、いわゆる議員がおっしゃる庁議というものはそういう中で進められて、そこである程度決まったものが課長会議の方に報告されます。こういう形でいっています。

そういう中で、今小林さんからご質問がありましたように、事前に何らかの職員の方からそれがおかしいのではないかということについては、今助役にも確認しましたが、助役のところにもそういう話は来ていないということでございますので、もし、小林さんがそういう方がどなたかいらっしゃったということであれば、また後ほどお教えいただきたいと思えます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

10番（小林弘次君） ちょっと待って。この際、今後もこういうことがあるというご答弁で、その関連するものがあるということで、そのことはちゃんとはっきりしてもらいたい。

議長（佐々木嘉昭君） 番外、正直に教えてください。

10番（小林弘次君） 今後もこんなことをやられては困りますよ、大変ですよ。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 今回は、私の認識の欠けたところであったというふうな反省で今回処分をさせていただきましたが、今後、やはりこういうものがあつたときには、ひとつないようにしたいわけでありますけれども、十分注意をしながら、また事前に何らかの職員の方からのそういう意見があれば、これはしっかりと聞き入れてやっていきたいというふうに思います。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） わかりました。大変、自分としてみれば、20人いるのか30人いるかわかりませんが、市長を取り巻く課長さんたちの中に、あるいは市長の手足となって働く大勢の幹部職員の中に、市長や助役の方針に対して、それは地方自治法上、条例上いけない、で

きないという、そういう自浄努力がなかったという説明でございましたが、これは大変残念な石井市政の実情を示しているわけで、むしろそういうことを自由に議論し合えるような庁議や政策協議として進むよう望むものです。

最後に、ここで私は根本の原因になった8月24日の収入役の任期満了に伴う退職、今後の収入役の選任については、直ちに臨時議会を招じて早急に選任すべきであると思いますが、収入役選任の手続はどうなっているのか、あるいは同時に、ちょっと事情が違いますが、教育長、教育委員の選任等についてはどうなっているのか、欠員等について、最後にお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） このような自治法違反の状態を一日も早く解消したいということで、後任の選任については現在努力をしております。だれでもいいというものではなくて、やはり適任者を口説くといえますか説得してお願いするという形の中で現在進めておりますが、何人か現職並びに近親といえますか、余り年齢のいった方ではないんですが、OBの中で当たってはおりますが、現在、いい返事はもらえておりませんが、引き続き努力をしていきたいと思っております。

以上です。

10番（小林弘次君） 終わります。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 61号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第 7号、発議第 8号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、発議第 7号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出について、発議第 8号 義務教育費国庫負担金制度等の堅持を求める意見書の提出について、以上 2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番。

〔 17番 森 温繁君登壇〕

17番（森 温繁君） 発議第 7号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出について。

地方自治法第 99条の規定により、道路整備予算の確保に関する意見書を別紙により、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣に提出するものとする。

平成 16年 10月 7日提出。

提出者、下田市議会議員、森 温繁。

賛成者につきましては、敬称を省略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく鈴木 敬、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく増田榮策。

提案理由、道路整備促進に必要な道路財源を確保するためのものでございます。

道路整備予算の確保に関する意見書

道路は豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、従来より道路特定財源制度や有料道路制度により整備を推進してきたところであります。

下田市は、すでに事業着手 されている伊豆縦貫自動車道を中心とする交通ネットワークの整備を進めるとともに、安全で快適な居住環境づくりのために市街地整備を推進しているところであります。

しかし、道路の現状は慢性的な渋滞が発生しているなど地域住民の日常生活や当地域にとって重要な観光産業にまで影響しています。そして、大都市圏に密着しているにもかかわらず

ず、全国レベルの水準には、ほど遠い状況にあります。

さらに、当地域は地震の多発地帯ともいわれ、過去の地震災害による幹線道路の寸断、あるいは大雨による通行止め等の交通規制など、災害に強い道路整備が切に望まれています。

また、高度医療を受けるため市外の病院に緊急搬送されることも多くあり、緊急輸送路としての道路整備も地域住民の強い願いであります。

このように道路整備には、地域住民の強い期待と関心が常に寄せられているところであり、その整備促進は、地域住民の豊かな生活の実現のため最も重要な課題であって、なお一層の促進を図るべきものであります。

よって、国におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について特段の配慮をなされるよう強く要望します。

記。

1．平成 17年度予算においては、地方の状況や意見を把握し、従来どおりの道路整備財源の確保を行い、地域に必要な道路整備を充実させること。

2．活力ある地域づくり・都市づくりを推進するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路網の整備を一層促進すること。

3．渋滞対策、交通安全対策、防災対策、沿道環境対策等、安全で快適な生活環境づくりを推進するため、道路整備を一層促進すること。

4．地方の道路財源を一層拡大すること。

以上、地方自治法第 99条の規定により意見書を提出する。

平成 16年 10月 7日 静岡県下田市議会。

あわせて、発議第 8号 義務教育費国庫負担金制度等の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第 99条の規定により、義務教育費国庫負担金制度等の堅持を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成 16年 10月 7日提出。

提出者、下田市議会議員、森 温繁。

賛成者につきましては、敬称を省略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく鈴木 敬、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく増田榮策。

提案理由といたしまして、義務教育費国庫負担金制度等の堅持を求めるため。

義務教育費国庫負担金制度等の堅持を求める意見書

現在、中学校教員の義務教育費国庫負担金制度や私立保育園の国庫負担金制度の廃止が論議されており、子供達の将来が憂慮される事態となっている。現場の関係者や父母からも制度存続を求める声が上がっている。

義務教育は、日本国憲法で保障されているように、全国どこの地域でもすべての子供達に無償で公平に与えられるべきものであり、義務教育の水準に地域格差が生じることは許されません。

子供達の学びの場を確保し、子供達の未来に責任を持つ諸外国に誇るべき義務教育費国庫負担制度は教育の機会均等と教育水準を維持するために不可欠なものです。

よって、国においては、下記の点について実現されるよう強く要望する。

記。

- 1．義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2．私立保育園の国庫負担金制度を存続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 16 年 10 月 7 日 静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 発議第 7 号及び発議第 8 号について、提出者の説明が終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第 7 号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第 8 号 義務教育費国庫負担金制度等の堅持を求める意見書の提出について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

発議第 7 号及び発議第 8 号に対する質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第 7 号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第7号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第8号 義務教育費国庫負担金制度等の堅持を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第8号 義務教育費国庫負担金制度等の堅持を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成 16年 9月 下田市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

なお、この後、萩市・姉妹都市訪問の打ち合わせを行いますので、議席番号の 5 番議員から 13番議員の皆様は、第 1 委員会室にお集まりください。

午後 3時 3分閉会